

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月28日（平成28年（行個）諮問第145号）

答申日：平成29年3月24日（平成28年度（行個）答申第209号）

事件名：本人の依願退職の意志決定から特定学校受験に関する記録等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「情報開示請求者本人に当時の上司である特定個人Aが部下の特定個人Bに命じて作成させた開示請求者の依願退職の意志決定から特定専門学校受験に関する記録及び陸幕へ報告した文書」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月31日付け防人服第7197号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 特定年月日A，陸上自衛隊特定学校特定個人Aは部下である審査請求人を伴い、審査請求人の退職の意志の確認と特定専門学校受験計画について陸上自衛隊特定学校特定個人Cに報告し、同特定個人Cからの指導を受けた。この際に特定個人Aは審査請求人の特定専門学校受験を理由とした依願退職の報告を陸幕（「陸上幕僚監部」の略。以下同じ。）に対して行い、退職の準備を進めていることを特定個人Cに対して明言している。
- (2) 特定年月日B，特定個人Aは、陸上自衛隊特定学校特定室Aにて陸上自衛隊特定学校特定個人Bを同席させ、審査請求人に対し、「特定専門学校受験を理由に審査請求人が依願退職することは陸幕に報告しており、実際に手続が進んでいる。この状況で、お前（審査請求人）に特定師団司令部から異動調整が来ている。何の理由で異動調整が来ているかは教えない。お前（審査請求人）の意志を聞かせろ」と審査請求人に問い詰めた。審査請求人が「私が在職してお役に立つのであれば特定師団への

異動を希望します」と回答すると、特定個人A、特定個人Bは口を揃えて「お前（審査請求人）の退職については陸幕に報告済みであり退職の手続をここまで進めて来たのに、俺たちのこれまでの努力をどうしてくれるんだ」と叫んだ。

翌日、特定年月日Cより特定個人Bは陸幕に対する、審査請求人の依頼退職取下げの報告文書を作成すると称して、審査請求人に自宅より特定専門学校を受験した受験票を持参させ、コピーを取らせる等の書類作成の手伝いをさせた。陸幕への報告文書については審査請求人自身が自ら目にしており、陸幕へ報告した文書は存在し何らかの形で保管されているはずであり、不開示決定の取消しを求める異議を申し立てる。

- (3) 特定年月日Dより特定個人A及び特定個人Bは審査請求人に対し執拗なパワハラを繰り返しており、審査請求人の特定専門学校通学を理由とした依頼退職は、特定個人Bが審査請求人に対して「お前（審査請求人）の人生のためだ」と称して、審査請求人の意志に反して強要したものである。現に、特定年月日Cの報告文書作成時に特定個人Bは審査請求人に「特定専門学校受験が本当は嫌で、実際に受験していなくても、それはそれで構わない、それなりの形で報告してやる」と明言している。実際、審査請求人は特定市内の特定専門学校を受験しており、報告文書にはその受験票のコピーが使用された。この特定個人Bの発言からも特定個人A、特定個人Bの両名は、審査請求人の特定専門学校の受験が本人の意志に反していることは自覚していたようで、特定年月日Eより特定個人Aは特定個人Bらに命じて、審査請求人が帰宅後に審査請求人の業務用パソコン内のデータを調べさせ、審査請求人が上記両名より受けているパワハラについて陸上幕僚監部監理部総務課公益通報窓口への公益通報を企てていること、審査請求人が依頼退職を避けられなくなったとしても、その際は特定個人A、特定個人Bの両名をパワハラで訴えることを審査請求人が企図していることを察知していたので、証拠となる特定専門学校受験についての記録を、特定年月に廃棄しているとは考えにくい。現に、特定年月日F陸上自衛隊特定学校特定室Bで、特定個人Bが陸上自衛隊特定学校特定個人Dを書記として同席させた、審査請求人に対する取調べでは、特定個人Bは審査請求人に対し「お前が訴えた時に備えて証拠は残しておく」と明言している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、その保有を確認することができなかつたため、法18条2項の規定に基づき、平成28年3月31日付け防人服第7197号により、原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対してされたものである。

2 審査請求の主張について

審査請求人は、「陸幕への依願退職取下げの報告文書については、自ら目にしており、陸幕へ報告した文書は存在し何らかの形で保管されているはずである」と主張している。しかしながら、本件文書のうち、退職の意志決定から特定専門学校受験に関する記録については、特定年月日Gに廃棄しており、再度、陸上自衛隊特定学校特定部事務室書庫、事務机の中及びパソコン内を探索したが、存在を確認できず、また、退職の意志決定から特定専門学校受験に関して陸幕へ報告した事実はないことから、原処分を行ったものである。

よって、審査請求人の主張には理由がないことから、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年9月28日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成29年1月30日 | 審議 |
| ④ 同年2月23日 | 審議 |
| ⑤ 同年3月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「情報開示請求者本人に当時の上司である特定個人Aが部下の特定個人Bに命じて作成させた開示請求者の依願退職の意志決定から特定専門学校受験に関する記録及び陸幕へ報告した文書」（本件文書）に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

ア 本件文書のうち、「情報開示請求者本人に当時の上司である特定個人Aが部下の特定個人Bに命じて作成させた開示請求者の依願退職の意志決定から特定専門学校受験に関する記録」（以下「退職の意志決定等に関する記録」という。）については、審査請求人が所属していた陸上自衛隊特定学校（以下「特定学校」という。）において、身上調書の添付資料として在職隊員の服務指導の参考として作成される個

人指導記録書に記載されていたが、身上調書は、特定学校服務規則の規定により、離職等により身上調書作成の対象外となった場合は破棄することとなっているため、審査請求人の個人指導記録書は、身上調書とともに退職日の翌日である特定年月日Gに廃棄しており、該当する行政文書は保有していない。

イ また、本件文書のうち、「情報開示請求者本人に当時の上司である特定個人Aが部下の特定個人Bに命じて作成させた開示請求者の依願退職の意志決定から特定専門学校受験に関して陸幕へ報告した文書」（以下「陸幕へ報告した文書」という。）については、陸上自衛隊において、隊員が依願退職するに当たって、本人が作成する退職願及び部隊側が作成する退職者調書を陸幕に提出することとなっており、外部の学校等の受験を理由とした依願退職の際には、退職願の退職理由欄にその旨を記載することにより報告が行われるのが一般的であるところ、審査請求人は、特定年に退職したが、その退職願の退職理由欄には、特定専門学校受験とは別の理由が記載されている。その外、審査請求人の依願退職の意志決定から特定専門学校受験に関して陸幕に報告した事実がなく、該当する行政文書は保有していない。

(2) 検討

ア まず、「退職の意志決定等に関する記録」について検討すると、当審査会において、諮問庁から特定学校服務規則の提示を受けて確認したところ、特定学校においては、身上調書を転入の際に各人ごと作成させるとともに、個人指導記録書により適時指導事項を記録し各人の身上調書に添付して保管する旨規定され、また、身上調書は、転出・離職・昇任により身上調書作成の対象外となった場合に破棄する旨規定されていると認められる。そうすると、「退職の意志決定等に関する記録」に該当する審査請求人の個人指導記録書は、身上調書とともに退職日の翌日である特定年月日Gに廃棄したとする諮問庁の説明が不自然、不合理であるとはいえない。

イ 次に、「陸幕へ報告した文書」について検討すると、まず、陸上自衛隊における外部の学校等の受験を理由とした依願退職の際の陸幕への報告に係る一般的な取扱いに関する上記(1)イの諮問庁の説明を覆すに足りる事情はない。

また、当審査会において、諮問庁から審査請求人の退職願等の提示を受けて確認したところ、その退職理由欄には特定専門学校受験とは別の理由が記載されていると認められることから、「陸幕へ報告した文書」に該当する行政文書は保有していないとする諮問庁の説明が不自然、不合理であるとはいえない。

ウ さらに、本件対象保有個人情報探索の方法及び範囲について、当

審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件開示請求を受け、特定学校特定部において書庫、執務室内及びパソコン上のファイルの探索を行ったが、本件対象保有個人情報の存在を確認することはできず、本件審査請求を受けて念のため改めて行った探索においても、その存在を確認できなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題はない。

エ その他、本件対象保有個人情報の存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、防衛省において、本件対象保有個人情報が記録された行政文書は保有していない旨の諮問庁の説明は首肯せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史